

令和 5 年度

第 1 0 回 第一農地部会定例会議事録

令和 6 年 1 月 3 1 日 (水)

上越文化会館 4 階 大会議室

令和5年度第10回第一農地部会定例会議事録

日時 令和6年1月31日(水)午後2時

場所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫 一成	4番 古川 政繁	6番 竹山 貞子
9番 吉村 清正	13番 新井 文雄	14番 竹内 浩行
15番 牧繪 雄一郎	16番 清水 増彦	20番 篠宮 英樹
23番 佐藤 清繁	24番 松本 香	

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋 信夫	倉石 洋一	高島 信雄	野島 文昭
片桐 清司	高島 真一	笠原 行夫	荻原 一昭
小林 政秋	白滝 光彦	横田 正美	平野 宏一
清水 康之	野村 しのぶ	上原 孝	長野 秋義
穂苅 靖男			

2 欠席委員

(1) 農業委員

飯塚 直人

(2) 農地利用最適化推進委員

無し

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
副局長	金子 良仁
係長	秋山 雅也
主任	中村 駿
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	中条 崇
名立区駐在室 班長	高橋 利宏

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

9番 吉村 清正	23番 佐藤 清繁
----------	-----------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(清里区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 11 人、欠席委員数 1 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 17 人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号 9 番 吉村清正 委員、議席番号 23 番 佐藤清繁 委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。</p> <p>皆さんそれに続いて唱和をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の吉村清正委員読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 221 番から 230 番、令和 6 年に入りましたので番号が 1 番から 81 番までの 91 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>農業委員会事務局 秋山です。</p> <p>それでは 1 頁から 16 頁をご覧ください。</p> <p>報告第 1 号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>すべて合意による解約であり、解約理由は、他者へ貸付予定が 9 件、売却が 3 件、休耕が 1 件、中間管理機構への貸付が 78 件です。</p> <p>関連する案件は、備考欄に記載しております。</p>

	<p>以上です。</p>
高島 (信)	<p>番号 225 は、まとまった面積が休耕になるようですが、今後の利用計画はあるのですか。</p>
(事務局) 秋山	<p>解約届出の申請書上からは、今後の利用計画まで記載はありません。特段、確認しておりませんので不明です。今後注視していきます。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第 1 号の 91 件を承認します。</p>
	<p><報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 11 番の 1 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 17 頁をご覧ください。</p> <p>報告第 2 号は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」1 件です。</p> <p>以上です。</p>
高島(信) 委員	<p>転用時期が昨年 3 月ですが、誤植ですか。</p>
(事務局) 中村	<p>昨年 3 月に既に工事が完了していたものです。市街化区域ですので今回届出を提出いただきましたので適正処理としたものです。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第 2 号の 1 件を承認します。</p>

	<p><報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号192番から番号202番までの11件を報告します。 事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは18頁から20頁をご覧ください。 報告第3号は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「一般個人住宅」5件、「敷地拡張」3件、「駐車場」1件、「宅地造成」1件、「事務所」1件です。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第3号の11件を承認します。</p>
	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p>
議長	<p>次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号46番から48番と1番の4件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは21頁をご覧ください。 議案第1号は、農地法第3条の許可申請です。 順に概略を説明します。 番号46番につきましては、相続により農地を取得した譲渡人が、遠方にいるため耕作できないとの理由から、現在、当該農地を家庭菜園として利用している譲受人に譲渡し、耕作するものであります。 こちらの方、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号47番と48番は交換になりますので、まとめて説明します。 従前から、譲渡人、譲受人双方合意の上で、便宜上、用水路を挟んだ形で耕作していた畑を、この度、所有権を整理したいとする双方の要望から、交換するものであります。 こちらの方も全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。 最後に番号1番についてであります。</p>

	<p>県外在住の譲渡人が、遠方にいるため管理が困難であるとの理由から、今般、当該農地の近い住居に県外から移住する譲受人が、家庭菜園として利用し、耕作するものであります。</p> <p>こちらも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」></p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」番号1番から2番の2件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは22頁をご覧ください。</p> <p>番号1番は、荒屋地内の農地を、「農機具置場・駐車場」に整備するものです。</p> <p>23頁に土地利用計画図、24頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>当該案件は、耕作面積拡大により、農機具置場・駐車場が不足したため、既存の農業用施設に近い申請農地を貸借し、農機具置場・駐車場として利用するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画が農業用施設に該当するため許可は可能となります。</p> <p>工期は、令和6年3月1日から令和6年3月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、農機具置場・駐車場で、申請面積670㎡、所要面積が農機具置場300㎡、駐車場100㎡、通路270㎡です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件で、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>次に番号2番は、安江地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。</p>

	<p>25 頁に土地利用計画図、26 頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内の実家に居住していますが、子供の成長に伴い、居住スペースが手狭になったことから、祖母が所有する申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、令和 6 年 3 月 10 日から令和 6 年 6 月 10 日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 290 m²、建築面積 77.01 m²で建ぺい率は 26.56%です。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 7 件、貸借権設定 99 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転 8 件について、番号 76 番からの 7 件について事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 27 頁をご覧ください。</p> <p>最初に所有権移転 7 件の概略を説明します。</p> <p>すべての案件につきまして、譲渡人の要望により、利用集積の観点から、譲受人との双方の合意により、所有権移転するものであります。</p> <p>また、番号 96 番と 97 番は、双方合意の上で交換するものであります。</p> <p>受人の経営面積が 1.6ha 以下の案件は、農業法人の構成員であり、集積計画による所有権移転としての取り扱いが可能となっております。</p>

	<p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続いて、貸借権設定 99 件を上程いたします。</p> <p>はじめに、吉村委員関連の番号 9 番と 23 番を除く 97 件について事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 29 頁をご覧ください。</p> <p>最初に吉村委員関連の番号 9 番と 23 番を除く貸借権設定 97 件の概略を説明します。</p> <p>まず、議案削除の案件がございますので先にご説明いたします。</p> <p>31 頁の番号 13 番であります。こちら相対の利用権設定の申請があったあと、来月の 2 月部会において上程予定である一括方式の申請の中にも、同じ関係者から同様の申請が重複してございました。</p> <p>申請者に確認したところ、一括方式が正しく、相対の利用権設定は誤りであるとの申し入れがございましたので、お手数ながら、番号 13 番について削除くださいますようお願いいたします。</p> <p>したがって、全体の対象件数は 99 件から 98 件に変更となります。よろしくお願いたします。</p> <p>内訳といたしましては、吉村委員分を除き、新規が 59 件、再設定が 37 件となっております。</p> <p>新規設定案件の主な理由につきましては、従前の JA を挟んだ契約が 2 月末で切れることから、改めて相対の新規により利用権設定を行うものであります。</p> <p>その他、再設定につきましては、設定期間を 1 年～15 年として、従前からの契約を継続する再設定となっております。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
松本委員	<p>番号 59 番ですが、マレーシア在住になっていますが確認はとれているのですか。</p>

(事務局)	
秋山	申請者から、貸人本人の意向である旨、確認できるやり取りの履歴について、提示していただいています。
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、吉村委員関連の番号 9 番と 23 番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する吉村委員は、退席をお願いします。</p> <p>(吉村委員 退席)</p>
議長	それでは事務局の説明を求めます。
(事務局)	それでは吉村委員関連の 31 頁の番号 9 番と 33 頁の番号 23 番に戻ります。
秋山	<p>こちらの案件も、先ほどの説明同様、JA を挟んだ契約の満期に際し、相対で新規設定するものと、従前の契約を再設定するものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、吉村委員関連の番号 9 番、23 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、吉村委員の退席を解除します。</p> <p>(吉村委員 復席)</p>
議長	<p>吉村委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定、番号 1 番から 13 番の 13 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 50 頁をご覧ください。</p> <p>番号 1 番から 13 番まで、一括方式による貸借権設定です。</p> <p>こちらの対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(中郷区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7104 番から 7107 番の 4 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

<p>(中郷区) 加藤</p>	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 7104 番から 7107 番の 4 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 4 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付」1 件、「休耕」3 件です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」4 件を承認します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 8 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(中郷区) 加藤</p>	<p>2 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 8 件について、説明します。</p> <p>7101 番、7103 番、7104 番は、期間満了に伴い、これまでの耕作者の労力不足により、新たな耕作者に貸し付けるものです。</p> <p>7102 番は、これまで貸し付けていた耕作者の労力不足による合意解約により、近隣の農地を耕作している受人に貸付するものです。</p> <p>7105 番は、地主耕作だった農地について、労力不足により新たな耕作者が耕作するものです。</p> <p>7106 番から 7108 番は、期間満了に伴う再設定案件であり、条件等に変更はありません。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p>

	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(板倉区駐在室分の議案)</p> <p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p>
議長	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7543 番から 7545 番の 3 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます</p>
(板倉区) 上原	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7543 番から 7545 番の 3 件の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>受理した 3 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付」1 件、「他者へ貸付予定」1 件、「他者へ売却予定」1 件です。</p> <p>関連案件は、備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、3 件を承認します。</p>
議長	<p><議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7501 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>2 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7501 番の 1 件を説明します。</p> <p>別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>番号 7501 番は、高齢の父から娘へ生前贈与するものです。</p>

	<p>提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転2件、貸借権設定14件、貸借権移転1件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号7501番、7502番の2件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>3頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号7501番、7502番の2件について説明します。</p> <p>7501番は、譲渡人の健康悪化により、これまで自作していた農地を隣接する農地を耕作している譲受人へ、売却することになったものです。</p> <p>7502番は、これまで貸借されていた農地を、貸借期間の満了に合わせて、貸し手から借り手へ譲渡の申し出があり、売買が成立したものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>続きまして、貸借権設定、番号 7503 番から 7516 番の 14 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>4 頁から 7 頁の貸借権設定、番号 7503 番から 7516 番の 14 件について説明します。 新規案件は 7514 番、7515 番の 2 件で、7514 番は先月の農地部会で合意解約の報告をさせていただいた案件です。 7515 番は今月の合意解約、7544 番の関連案件です。 他の 12 件は再設定で、引き続き、これまでの借り手が耕作するものです。 なお、7503 番の貸借期間が 10 か月となっているのは、同一の渡し人、受け人の間で貸借契約している、他の筆の終期に揃えるためです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
(板倉区) 上原	<p>続きまして、貸借権移転、番号 7517 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>8 頁の貸借権移転、番号 7517 番の 1 件について説明します。 譲渡人の健康悪化により、耕作の継続が困難となったことから、地元の農事組合法人へ貸借権を移転するものです。 なお、当初の貸借権設定が、令和 3 年 2 月 10 日から令和 9 年 2 月 9 日までとなっており、終期はそれに合わせてあります。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(清里区駐在室分の議案)</p> <p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p>
議長	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 4 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>1 頁の貸借権設定、番号 8173 番から 8176 番の 4 件について説明します。</p> <p>いずれも再設定であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(名立区駐在室分の議案)</p> <p><議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」></p>
議長	<p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 9501 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 9501 番の 1 件を説明します。</p>

	<p>番号 9501 番につきましては、名立区大菅地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。</p> <p>2 項に位置図、3 項に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、妻の実家に居住しているが、生活スペースが不足したこと及び既存住宅も老朽化していることに加えて、建物の一部が土砂災害ハザードマップのエリア内にあることから、同じ場所での建替えを断念し、妻の実家に近接する申請農地を新たに取得して、一般住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 534 m²、建築面積 159.88 m²で建ぺい率は 29.94%です。都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 7 件を上程します。</p> <p>貸借権設定、番号 9501 番から 9507 番までの 7 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>4 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。</p> <p>4 頁、番号 9501 番から 9507 番の 7 件は、いずれも期間満了に伴う再設定案件で、引き続き耕作を行うものです。</p> <p>本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。</p> <p>続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。</p>